

(仮称)鎌倉市暴力団排除条例素案に関する意見募集の結果について

(仮称) 鎌倉市暴力団排除条例素案に関し、ご意見をお寄せいただき有難うございました。

いただきましたご意見につきましては、条例制定の参考にさせていただきます。なお、ご意見に対する市の考え方等を次のとおり公表します。

1 意見募集方法等

(1) 意見募集期間

平成 23 年 6 月 22 日（水）から平成 23 年 7 月 21 日（木）

(2) 意見募集方法

ア 市ホームページへの掲載

イ 広報かまくら（平成 23 年 7 月 1 日号）への掲載

ウ 市役所本庁舎 1 階ロビー、第 3 分庁舎 1 階（安全安心推進課）、各支所で素案配布

2 意見募集結果

(1) 意見総数 4 人

内訳 郵便物 2 人

電子メール 2 人

(2) 意見に対する市の考え方

別表のとおり

1 条例全体・制定理由について

	意見	市の考え
1-1	神奈川県条例と連携し、その内容を補完する市の条例制定が必要であるという考えに賛成である。より安全で安心して暮らせるまちづくりは、地方公共団体のような小さなコミュニティが積極的に行うことで徐々に大きくなっていくと思う。神奈川県条例と連携し、鎌倉市の条例を制定することで、神奈川県内の他市にも浸透していくと思う。また、鎌倉市は日本の中でも歴史の長い町として有名であり、観光地でもある。この条例を制定することは、市民の安全な生活を守ることと同時に国内外から観光客の評判もあがり、経済的にも良い影響を与えらると思う。	本条例は、県の条例では規定できない、市町村の事務からの暴力団排除を一つの柱としており、本市同様、県内各市町村において、条例制定が行われている状況です。 国・県・市町村、市民、事業者等と広域的に連携し、暴力団排除に取り組み、もって、安全で安心して暮らせる、鎌倉のまちづくりを推進していきたいと考えています。
1-2	神奈川県が平成 23 年 4 月に暴力団排除条例を施行しているとのことであるが、何故今頃と言う感じをもったことは否めない。 更に鎌倉市がこれに対応して、暴力団排除条例を制定しようとしていることに対して、「県条例の制定がなければ、鎌倉市としては新たな条例を作らなくても良かった」ということになるのか。 要すれば鎌倉市の見解では、現在から近い将来に暴力団の脅威はないが、県（や他の市）で排除条例を作っているの、市としてもこれに対応して足並みをそろえておこう、という程度の市の認識と受け取らざるを得ない。強い危機感を感じられないが、当市における実態はその程度のものなのか。 また、神奈川県が平成 23 年 4 月という最近にこのような条例を制定した理由を知りたい。	暴力団は、活動資金を獲得するために県民生活や社会経済活動の場に深く介入し、県民や事業者に多大な影響を与えています。平成 21 年から 22 年にかけて、県内で住宅街や商店街等の県民の身近な場所において暴力団員らによる拳銃使用事件が発生するなど県民の安全で平穏な生活を著しく脅かしています。このような暴力団情勢を鑑み暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、県民の安全で安心な生活を確保することを目的に、神奈川県暴力団排除条例が制定施行されました。 また、県、各市町村、事業者、市民、暴力団排除に自主的に取り組む団体が連携し、協力して暴力団排除を推進していくために、県下各市町村で条例制定が進められている状況です。 本市では、これまでも施設の設置管理に関する条例に暴力団排除の条項を規定し、また、不当要求行為等対策マニュアルを定めるなどの対応をしてきましたが、暴力団排除条例の制定により、鎌倉市としての暴力団排除の取り組みを明確にすることは重要であると考えています。

2 素案の形式について

	意見	市の考え
2-1	この文章は条例といいながら条文化されていないが、これが第1条から第12条になるのか。せっかくなら条文化して提示していただきたかった。	条例素案の項目ごとに順に条文化していくことを基本に考えています。

3 条文の構成・表記について

	意見	市の考え
3-1	市民の役割と言っているが、事業者が抜けている。暴力団とのトラブルは市民個人より事業者の方が多いのではないかと。市民及び事業者の役割とすべきでないか。	神奈川県暴力団排除条例で、事業者の事業活動における暴力団排除について、利益供与の禁止等を具体的に規定しています。市条例では、基本理念にのっとりた役割について規定することを検討していきます。
3-2	「必要な措置を講ずる」という文が散見されるが、こんな曖昧な語句を使ってはならない。この意味は別に法令を作ると言う解釈でよいのか。必要な措置がなんであるか具体的にしておく必要がある。	契約・給付金の交付・公の施設からの暴力団を排除等、市の事務について、この条例により基本的施策を規定し、個別、具体的な事務手法については、別に規定していきます。
3-3	鎌倉市内には防犯活動を盛んに展開している市民団体が多数ある。これらの団体と密接に連絡をする連絡会を設けておく必要がある。それを条文の中で明記しておくこと。	暴力団排除に取り組む団体との連携は大切だと考えています。連絡会等について、条例では規定しませんが、自治・町内会等の自主防犯活動団体や鎌倉・大船両警察署管内の暴力団排除に関する団体等、既存の組織と連携を図りながら、暴力団排除による安全安心なまちづくりの推進に努めていきます。
3-4	鎌倉市の暴力排除宣言はあるか。あれば市の広報板に宣言文を張り出しておく条文も欲しいと思う。また、市内の観光スポットにも看板を立てて置きたいものである。	暴力排除宣言はありませんが、今後とも暴力団に限らず防犯に関する周知・広報に努めていきます。
3-5	市民に周知させる条例は大きく括るのではなく、細かく具体的に作ることが秘訣である。	条例は、具体的施策実施のための骨格と考えています。市民への広報・情報提供は大切だと考えており、有効なものとなるよう内容・手法について、神奈川県等と協議していきます。

4 広報・情報提供について

	意見	市の考え
4-1	鎌倉市で暮らしてきたが、一度も暴力団の被害にあったことはない。多くの鎌倉市民が私と同様と思う。しかし、人間はどんなに警告しても、実際に被害に遭わないとその怖さがわからないものである。やりすぎと思われるくらいに情報の提供をしていかないと一般市民には届かないと思う。	県内においては、暴力団が関係企業を利用して社会経済活動に深く食い込んでいる実態があり、少年たちが暴力団予備軍として取り込まれ、暴力団事件に巻き込まれる事件が発生しているなど、資金源及び将来的な組織の人的供給源を確保するための活動が活発化しています。このような中で、神奈川県暴力団排除条例が制定施行され、各市町村においても暴力団排除条例の制定が進められています。 暴力団についての情報提供は重要であると考えており、条例素案にも規定しています。関係機関と協議し、より効果的な情報提供を行っていきたいと考えています。
4-2	鎌倉市およびその周辺市における暴力団の実態はどうか、暴力団の不当な活動があるのか、などについて逐次集約して公にして、市民に対する暴力団の実態や脅威を知らしめる必要がある。	平成 21 年から 22 年にかけ平塚市において拳銃が使用された暴力団の抗争事件が発生しているほか、県内で数件の発砲事件が発生しています。幸いにも市内では、その様な凶悪事件は発生していません。 情報提供は重要であると考えており、警察等、関係機関と協議してよりよい情報提供を行っていきたいと考えています。

5 暴力団排除の具体的施策について

	意見	市の考え
5-1	暴力団のもととなる人・物・金の供給を絶つ ・人；大船駅を中心として、夜間コンビニエンスストアの前などにたむろしている少年少女の取り締り。 ・物(店)、金；風俗営業法が必要な店からみかじめ料などが出ないようにする。 ・県・市・その他公共組織を名乗って接してくる人間に対し、市民は警戒すべきことの注意をする。特に不動産がらみ。 ・市民による反暴力団巡回（単に「防犯」の腕章でなく、反暴力団であることの旗をかかげる）。 ・市民・役所・警察署による会議の場を設ける。 ・市内の町会同士の協力。 ・不審車をみつけた際の市・警察への連絡方法の構築。「車の中にナンバープレートがたくさんある」など。	暴力団の資金源を断つことなど、暴力団排除のための施策についての具体的なご提案と受けとめさせていただきます。 暴力団排除は、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に取り組む団体等が相互に連携・協力し、社会全体で推進していくことが大切だと考えています。 神奈川県暴力団排除条例では、県の責務、県民の役割、県の基本的施策、少年の健全育成を図る措置、事業活動における措置等を規定しており、市の条例は県の条例を補完するものです。 市の事務においては、暴力団の資金源になることがないように、市の契約・給付金の交付・公の施設からの暴力団を排除していくことが必要であり、本条例制定の目的の一つです。 なお、取り締りについては、警察の役割であり、既存の法令での対応となることから、本条例制定への規定は行いません。
5-2	青少年も市民のうちであるが、青少年を守るための、地域、学校、事業者との連携・教育・啓蒙についての条文も必要である。	神奈川県暴力団排除条例で、少年の保護及び健全育成を図るための措置として、禁止行為、中止命令、通報、警察官の措置等を規定しています。本条例は県条例を補完するものであり、青少年について規定することは、考えていません。 しかし、青少年に対する、防犯意識の醸成は大切なことと考えており、具体的施策として、防犯教室の開催等、地域との連携による事業を引き続き実施していきます。
5-3	条例の素案を見る限り、市や市職員は毅然とした態度をとることで、暴力団に屈しないということを表現していると思う。しかし、暴力団というものは恐ろしいものだというイメージがとても強く、また日常生活のどのような場面で暴力団と関係するのか全くわからない。条例の素案 10、11 にもあるが、理解を深めるための広報及び啓発、暴力団に関する情報の提供は欠かせない。それ以外に実際に発生した事例の掲示や、実際に対応した時のためのマニュアル的なものがあった方が良いと思う。	本条例は、暴力団を恐れない、協力しない、利用しないことを旨として、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体等が相互に連携・協力し、社会全体で暴力団排除を推進していこうというものです。 このため、市民の皆様への情報の提供等は、市の支援として大切なものであると考えており、ご提案のマニュアル的なものも含めて、より有効な情報提供となるよう、関係機関と協議・検討していきたいと考えています。

5-4	この条例が制定されたときは、市民に対する配慮も深く考慮していただけるようお願いする。	暴力団による犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者、暴力団排除活動の協力者などについて、暴力団等からの危害が予想されるような場合は警察が保護対策をとります。 なお、暴力団対策法に基づき公安委員会から指定を受けた、財団法人神奈川県暴力追放運動推進センター等、関係機関と連携して対応していきます。
5-5	暴力団の不当な行為に対応するには、絶対に勇気が必要であり、この勇気を支え、リードするのが市であり、警察である。 条例制定に当たっては、市として対応方法について具体的に制度作り、組織作りが絶対に必要である。 暴力団の脅威を直接受けたり、見聞したりした場合、どこへ駆け込めばよいのか。 駆け込んだ市民の安全は十分に保証、保護されるようになっているか、システムはできているか。 素案には「暴力団排除に自主的に取り組む団体」が謳われているが、このような団体にも同様に支援、保護、保証の裏づけがないと絵に描いた餅になってしまうであろう。	市としては、行政対象暴力を許さず、また、市民の皆様から納めていただいた税金が暴力団の活動を助長し、運営に資することのないように、契約事務、給付金の交付、公の施設における暴力団排除を行っていきます。 暴力団の脅威を受けたり見聞したりした場合は、警察に通報してください。 市民（県民）の保護や訴訟の支援は、神奈川県暴力団排除条例で規定されており、神奈川県警察本部が中心となり対応します。暴力団による犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者、暴力団排除活動の協力者などについて、暴力団等からの危害が予想されるような場合は警察が保護対策をとります。 犯罪被害については、犯罪被害者の救済について定めた「犯罪被害者等基本法」による対応があります。 また、専門の相談機関として、暴力団対策法に基づき公安委員会から指定を受けた、財団法人神奈川県暴力追放運動推進センターがあります。
5-6	市、警察、市民が一体になって取り組むためには ・警察に十分に対応できる態勢、システム、専門家の存在が不可欠である ・暴力団関連の事件が発生しそう、或いは発生した場合どこへ通報すればよいのか ・市の窓口は「防災安全部安全安心推進課」となっているが名称から受ける感じは弱い。暴力対応部署なら例えば「暴力排除対策室」のようなものとし、その組織・構成員とも専任とし、実態に即したものにするのが望ましい。 というように、「市が本気で取り組んでいる」ことをはっきり市民に知らすべき。	暴力団についての通報は、警察にしてください。暴力団の取り締まりについても警察が行います。

5-7	暴力団の脅威、活動の実態を市民に周知徹底させた上で、市・警察・市民が一体となって、暴力団排除に対する仕組みを構築する必要がある。 市や市民の暴力団排除に対する意識の高さを暴力団に示すことによって、暴力団に「鎌倉では活動しにくい、したくない」という予防活動がもっとも有効な暴力団排除対策である。	暴力団排除は、暴力団を恐れない、協力しない、利用しないことを旨として、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体等が相互に連携・協力し、社会全体で推進していくことが大切だと考えています。市としても、契約の事務等からの暴力団排除や情報提供等により市民への支援を行い、暴力団を排除し、安全で安心なまちづくりを推進していきたいと考えています。
-----	--	--